

あの原発事故を防ぐことはできた！

国の責任を認めさせるため

最高裁 6・17 判決をただそう



——私たちの活動方針（案）—— ※報道解禁日 11月17日

最高裁は昨年6月17日、福島第一原発事故について「国に責任はない」とする不当判決を下しました（6・17判決）。この誤った判断を是正させることが「ノーモア原発公害市民連絡会」の活動の軸であり、いままでなかった市民運動を立ち上げる理由です。

私たちが問題にしているのは次の2点に要約することができます。

● 国は巨大津波の可能性を知っていた、防ぐことができた、しかし何もしなかった

国は2002年の時点で、巨大津波が原発を襲う可能性を知っていました。防潮堤や非常用電源について東電を指導していれば事故を防ぐことはできました。しかし国は事故を防ぐ法的責任があるにもかかわらず何もしませんでした。その結果、取り返しのつかない原発事故が起きました。

● 最高裁は国の法的責任を問わず、政府の暴走にお墨付きを与えた

ところが最高裁は6・17判決で「国が対策を命じたとしても事故は防げなかった可能性が高い」という奇妙な理屈をつけ、国を免責したのです。お墨付きを得た政府は、原発回帰やALPS処理汚染水の海洋放出といった政策を一気に加速させました。

6・17判決では市民が負けました。しかし最高裁の別の法廷で、この判決の誤りをただすことは可能です。被害を受けた福島の方たちは各地での訴訟で、国の責任を追及しています。それらの訴訟が最高裁に舞台を移すことになったら、国の責任を認める判決を勝ち取ればよいのです。

個別の訴訟を支援するものではありません。これは福島での事故の責任を明確にさせると同時に、大切な国土をこれ以上、汚さない・傷つけないための闘いなのです。

いまの最高裁は国側に軸足を置き、市民の訴えに耳を傾けていません。いまこそ私たちの訴えを最高裁に届けるために、個人署名と団体署名の運動を全国展開します。これを後押しするためのセミナーや講演会の開催、SNSを活用した情報発信などにも力を入れます。

過去の責任を否定することは、将来の義務を放棄すること——。このメッセージを粘り強く、力強く、最高裁に訴えてまいります。被害を受けたすべての方たちのために。未来の子どもたちのために。

📧 より詳しい情報は裏面に

Fact Check ーより詳しく知るためにー

国について



巨大津波が原発を襲う可能性を知っていた

- ☑ 政府の特別な機関である地震調査研究推進本部（通称・地震本部）は2002年、三陸沖から房総沖にかけて、M8級の津波地震が30年以内に約20%の確率で起きる可能性を公表した。
- ☑ これにもとづいて東電が試算をしたところ、福島第一原発では津波の高さが15.7mに達することが分かった。1～4号機の敷地の高さは10m。

3・11 過酷事故を防ぐことができた

- ☑ 津波を防ぐには適切な防潮堤を設けるほか、地上1階や地下にある非常用電源設備を密閉させる工事をするなどの対策が可能だった。

しかし何もしなかった

- ☑ 東電を指導すべき立場にあった保安院は、地震本部の公表内容は信頼性が低いとの説明を鶴呑みにし、何の対応もしなかった。
- ☑ 電力会社に対して規制権限をもつ経済産業大臣も、津波による事故を防ぐ措置を取るよう東電に命じなかった。

最高裁について

- ☑ 第2小法廷で下された6・17判決は、被害を受けた住民や福島県から避難した人たちが国に損害賠償を求めた4件の訴訟の上告審判決。
- ☑ 裁判官3人は「東電が試算した津波は実際の津波とは規模や方角が異なり、仮に国が対策を命じていたとしても事故は防げなかった可能性が高い」との判断。
- ☑ 検察官出身の三浦守裁判官だけは「国や東電が真摯な検討をしていれば事故を回避できた可能性が高い」と、国の責任はあったとの反対意見を表明した。